

レンタルボート規約同意書

- 第一条、 ジョイマリンER（以下‘当社’という）レンタルボートをご利用いただくには2級以上の海技免許の所有（水上バイクは特殊小型免許の所有）と以下の規約を理解いただく必要があります。
- 第二条、 レンタル艇契約者（以下‘船長’という）は海上法規、モラル、ローカルルールを厳守すること。
- 第三条、 出港前点検を実施し、異常があれば直ちに申し出ること。出港後のすべての責任は船長にあることを自覚すること。又、出港後のキャンセルは受付できません。予め海洋状況を見極めてご使用になられるか判断して下さい。契約後の海洋条件の悪化によるキャンセルは無料、お客様の都合によるキャンセルは30%頂戴します。
- 第四条、 船長はレンタル艇を第3者に又貸ししてはならない。
- 第五条、 船のトラブル等で使用できなかったことによる不便さ、損失等（電話代、チャーター代、宿泊代、交通費、休業補償、営業損失等）の費用は負担しません。
- 第六条、 レンタル艇使用中の事故は当社は一切の責任を負いません。船長は賠償責任、船体破損、物損事故、人身事故等すべて船長自身で負担、円満解決いただきます。ただし、任意で適用可能な保険を用意してあります。船長の判断で決断ください。
- 第七条、 ボートレンタル午前の部は12:00までにお返しください。午後の部は12:30からです。水上バイクは17:30までにお返しください。早朝の利用、夜間の利用はあらかじめお知らせください。
- 第八条、 誤使用、誤操作、知識不足等の為に要した出張修理、救助等の費用は別途ご請求いたします。又、海上状況によっては当社の判断で関係機関へ連絡いたします。参考価格は以下の通りです。インペラーゴミ巻きつき修理=8000円～ EG始動不能点検=3000円～ 指定場所以外からの引上げ=8000円～ 水没=相場価格で買取 砂浜打ち上げ（アンカリング無し）=5000円 60cm以浅でのEG始動=3000円 傷等物損=実費
- 第九条、 燃料はレギュラーガソリンで満タン返しとします。使用後の燃料タンクは給油後当社受付窓口までお持ち下さい。
- 第十条、 契約時にレンタル料金のお支払いと保証金として3万円をお預けいただけます。保証金は無事カギをお返し頂いたときにお返しします。
- 第十一条、 レンタル艇の受け渡し場所は当社指定場所とします。

上記理解の上、有限会社ジョイマリンエンジニアリングとレンタル契約を結びます。

郵便番号 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 自宅電話 \_\_\_\_\_ 携帯電話 \_\_\_\_\_  
 免許番号 第 \_\_\_\_\_ 号 免許有効期限 \_\_\_\_\_  
 契約日 H \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 契約期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時  
 契約艇 \_\_\_\_\_ ・保証金預り 有 無 \_\_\_\_\_ ・利用代金領収 有 無 \_\_\_\_\_

保証金返金日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 お客様受領サイン \_\_\_\_\_

.....切り取り.....  
 保証金預かり証 \_\_\_\_\_ H \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 金30000円也レンタルボート利用保証金として  
 富山県高岡市吉久1丁目3番地42 ジョイマリンエンジニアリング